

秋田市立秋田商業高等学校創立100周年記念事業ロゴマーク等の使用に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、秋田市立秋田商業高等学校（以下「本校」という。）創立100周年記念事業（以下「記念事業」という。）のロゴマーク並びにキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 このロゴマーク等は別図のとおりとし、無断で使用することはできない。

(使用の目的)

第3条 ロゴマーク等の使用は、本校の創立100周年に向けた機運醸成および記念事業の推進に資するものでなければならない。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマーク等の使用をすることはできない。

- (1) 公序良俗に反するものや法令および規則などに違反するものに使用すること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、又はその恐れがあるとき。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (4) その他ロゴマーク等の使用が記念事業のイメージダウンにつながる恐れがあるとき。

(使用の承認)

第5条 ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ秋田市立秋田商業高等学校創立100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」）委員長（以下「委員長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 本校の封筒等の印刷物や教材および応援用具、本校内に掲示するために使用するとき。
- (2) 本校関係団体等および報道機関が報道又は広報の目的に使用するとき。
- (3) その他委員長が承認を必要としないと認めるとき。

(使用の申請)

第6条 前条の承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマーク等を使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。
- (2) その他委員長が必要と認める書類

2 前項各号の規定は、承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

(使用期間)

第7条 ロゴマーク等の使用期間は、使用を承認した日から記念事業が終了した日又は令和4年3月31日までのいずれか早い日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用承認)

第9条 委員長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用方法)

第10条 ロゴマークは、別図に示す形状、色等に従って使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形し、若しくは他の図形、文字と重ねて使用してはならない。ただし、委員長の承認を受けたものはこの限りではない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容に沿った適切な使用を行うこと。
- (2) ロゴマーク等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 制作物等は、完成後、速やかに委員長に提出すること。ただし、制作物等の提出が困難である場合は、その写真をもって代えることができる。
- (5) その他委員長が必要と認める事項を遵守する。

(承認の取消し)

第12条 委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、制作物等の回収を求めることができる。

- (1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) この規約に違反したとき。

(使用者の責任)

第13条 前条の規定により、ロゴマーク等の使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、本校および実行委員会はその責めを負わない。

- 2 使用者は、制作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し、故意又は過失により、本校および実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項が生じた場合は、委員長と使用者が協議するものとする。

附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。